

# 兵庫県公報

平成31年 1月15日 火曜日 第 3071 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要 (水大気課) .....	1
○ 公共測量を実施する旨の通知 (契約管理課) .....	8
○ 同 上 (同) .....	8
○ 公共測量が終了した旨の通知 (同) .....	9
○ 同 上 (同) .....	9
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3 (屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知 事が指定する区域等)の一部改正 (都市政策課) .....	9
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (市街地整備課) .....	9
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定 (阪神北県民局) .....	10
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い (管財課) .....	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課) .....	12
○ 同 上 (同) .....	13
○ 同 上 (同) .....	14
○ 同 上 (同) .....	15
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要 (同) .....	16
○ 落札者等の公示 (管理課) .....	16
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告 .....	17
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 公職選挙法第18条の規定による開票区の設置 .....	20
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告 .....	22

## 告 示

### 兵庫県告示第38号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キンキサイン株式会社  
姫路市香寺町犬飼527番地の1  
代表取締役 山口祖廣
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キンキサイン株式会社本社第二工場  
神崎郡神河町福本767番地の18
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	10号ニ ろ過施設 (No. 1～No. 4)	10号ニ ろ過施設 (No. 5～No. 6)			
能 力	30,000L/時・基	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4～8	4～8	4～8	4～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	650	1,300	700	700
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	900	1,800	800	800
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	500	500	500	500
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	60	60	60	60
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	12	12	12	12
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	30/基	30/基	3/基	3/基	

10号ニ ろ過施設 (No. 7)		10号ニ ろ過施設 (No. 8～No. 9)		10号ニ ろ過施設 (No. 10～No. 11)		10号ニ ろ過施設 (No. 12～No. 13)	
30,000 L/時		30,000 L/時・基		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
4～8	4～8	4～8	4～8	4～8	4～8	4～8	4～8
240	480	290	580	290	290	700	700
272	544	300	600	300	300	800	800
160	160	350	350	350	350	500	500
11	11	35	35	35	35	60	60
2	2	3	3	3	3	12	12
50	50	30/基	30/基	3/基	3/基	1/基	1/基

10号ニ ろ過施設 (No. 14~No. 15)		10号ニ ろ過施設 (No. 16~No. 17)		10号口 洗浄施設 (No. 1)		10号口 洗浄施設 (No. 2)	
同 左		37,000 L/時・基		30,000 L/時		900本/分	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4~8	4~8	4~8	4~8	4~10.5	4~10.5	6~8	6~8
290	290	290	290	400	400	2	2
300	300	300	300	410	410	2	2
350	350	350	350	60	60	1	1
35	35	35	35	38	38	1未満	1未満
3	3	3	3	3	3	0.1未満	0.1未満
1/基	1/基	8/基	8/基	79	79	232	232

10号口 洗浄施設 (No. 3)	
30,000L/時	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
4～10.5	4～10.5
400	400
410	410
60	60
38	38
3	3
1	1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	総合排水処理施設（1）							
変 更 前 後 の 区 分		変更前				変更後			
型	式	複合処理システム（F—A—M方式）				同 左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主 要 寸 法		23m×32m×5m				同 左			
能 力		451m <sup>3</sup> /日				880m <sup>3</sup> /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		凝集沈殿+膜活性汚泥法				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				平成29年11月16日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設				平成30年3月25日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既設				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水素指数）	5～ 10	5～ 10.5	6～ 8	5.8～ 8.6	5～ 10	5～ 10	6～ 8	6～ 8
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	396	396	30	30	441	441	30	30
	化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	454	454	30	30	665	665	30	30
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg/L）	245	245	20	20	618	618	20	20
	窒 素 含 有 量 （単位 mg/L）	41	41	13	13	20	20	13	13
リン 含 有 量 （単位 mg/L）	4.8	4.8	1.9	1.9	6	6	1.9	1.9	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量（単位 m <sup>3</sup> /日）		451	451	451	451	880	880	880	880

総合排水処理施設（2）							
変更前				変更後			
活性炭吸着塔（SKO-16型）				同 左			
SS製				同 左			
直径1.6m×4.6m				同 左			
533m <sup>3</sup> /日				880m <sup>3</sup> /日			
活性炭吸着法				同 左			
既設				平成29年11月16日			
既設				平成29年12月30日			
既設				許可後			
同 左				同 左			
な し				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～8	6～8	6～8	5.8～8.6	6～8	6～8	6～8	6～8
21	21	17	18	30	30	17	18
21	21	17	18	30	30	17	18
20	20	20	20	20	20	20	20
9	9	9	9	13	13	9	9
1.4	1.4	1.4	1.4	1.9	1.9	1.4	1.4
533	533	533	533	880	880	880	880

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前	変 更 後
排 水 口 名		No. 1	No. 1
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	2055	1784
	最 大	2055	1784
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8	6～8
	最 大	6～8	6～8
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	7	9.6
	最 大	10	10.1
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	7	9.6
	最 大	7.4	10.1
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	20	20
	最 大	20	20
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	2.85	4.4
	最 大	3.5	5.0
<small>りん</small> 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.41	0.7
	最 大	0.55	1.0

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成31年1月15日から同年2月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び神河町住民生活課



**兵庫県告示第39号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年1月4日から同年2月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市戸ノ内町六丁目地内



**兵庫県告示第40号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間



平成31年 1月 7日から同年 2月28日まで

3 作業地域

西宮市満池谷町及び清水町地内



**兵庫県告示第41号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（空中写真測量、2級基準点測量及び3級基準点測量）

2 作業期間

平成29年 8月30日から平成30年11月30日まで

3 作業地域

神戸市中央区港島四丁目地先から長田区駒栄町一丁目地先まで



**兵庫県告示第42号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル500））

2 作業期間

平成30年 6月26日から同年11月30日まで

3 作業地域

神戸市東灘区向洋町東地先から長田区南駒栄町地先まで



**兵庫県告示第43号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

9に備考として次のように加える。

備考 (1)から(4)までに掲げる特定区域に表示し、又は設置する広告物等で(1)から(4)までに掲げる区間から視認できないものは、特定区域の区域外にあるとみなす。



**兵庫県告示第44号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、高砂市小松原土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 高砂市小松原土地区画整理組合

事務所の所在地 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号（高砂市役所内）

設立認可の年月日 平成26年 1月 9日

2 事業計画の変更の内容

事業施行期間

変更前 平成26年 1月24日から平成31年 3月31日まで  
変更後 平成26年 1月24日から平成32年 3月31日まで

- 3 変更認可の年月日  
平成31年 1月15日



**兵庫県告示第45号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第 1 項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成31年 1月15日

阪神北県民局長 藪 本 訓 弘

- 1 指定する土地等の所在地  
三田市学園 1 丁目 2 番 1
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
三田カルチャータウン太陽光発電所敷地
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
兵庫県企業庁	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	石 井 孝 一

- 4 指定する理由  
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
セ	赤穂郡上郡町井上字中道181番 6	519.35	宅地	12,776	1,278
ソ	淡路市志筑字天神1347番 2 ほか	413.11	宅地ほか	4,305	431
タ	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1,014.88	宅地	12,991	1,300

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
  - (11) 日本語を完全に理解できない者
  - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
  - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
  - (2) 申込手続  
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
  - (3) 受付期間  
平成31年1月15日（火）から同年2月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成31年1月15日（火）にあつては午後1時からとする。  
郵送等の場合は、平成31年2月1日（金）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間  
平成31年2月18日（月）午後1時から同月25日（月）午後1時まで
  - (2) 入札場所  
公有財産売却システム上
  - (3) 開札日時  
平成31年2月25日（月）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法  
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
 電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイト姫路ビル  
 所在地 姫路市駅前町字御殿前188-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マルイト株式会社  
 住所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
 代表者の氏名 木 下 勝 弘

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- ア 変更前  
（仮称）マルイト姫路ビル
- イ 変更後  
マルイト姫路ビル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前  
未定3者
- イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	久 保 允 誉
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	竹 増 貞 信
プリモ・ジャパン株式会社	東京都中央区銀座3-15-10	澤 野 直 樹

4 変更年月日

平成30年6月29日ほか

5 届出年月日

平成30年12月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成31年1月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月15日

(2) 提出先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ塚口

所在地 尼崎市上坂部一丁目36番14

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 J R 西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴 田 信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 J R 西日本不動産株式会社

住所 尼崎市潮江一丁目1番60号

代表者の氏名 近 藤 隆 士

イ 変更後

名称 J R 西日本不動産株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴 田 信

(2) 大規模小売店舗者において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田七丁目3番10号	岡 山 克 巳
株式会社成城石井	横浜市西区北幸二丁目9番30号	原 昭 彦
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河 合 映 治

外4者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3	中 島 康 伸
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	村 上 知 義

株式会社セリア  
外1者

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

河 合 映 治

- 4 変更年月日  
平成30年7月31日ほか
- 5 届出年月日  
平成30年12月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成31年1月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成31年5月15日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 エディオオンJR尼崎駅店  
所在地 尼崎市潮江一丁目1番50号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 JR西日本不動産開発株式会社  
住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号  
代表者の氏名 柴 田 信
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
名称 尼崎駅東NKビル
    - イ 変更後  
名称 エディオオンJR尼崎駅店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 ジェイアール西日本不動産開発株式会社  
住所 大阪市淀川区西中島五丁目4番20号  
代表者の氏名 小金澤 章 吾
    - イ 変更後  
名称 JR西日本不動産開発株式会社  
住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号  
代表者の氏名 柴 田 信
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ミドリ電化  
住所 尼崎市南塚口町一丁目7番20号  
代表者の氏名 安 保 詮

イ 変更後

名称 株式会社エディオン  
住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
代表者の氏名 久 保 允 誉

4 変更年月日

平成30年7月17日ほか

5 届出年月日

平成30年12月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年1月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン川西  
所在地 川西市多田桜木一丁目102ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社  
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表者の氏名 加 藤 久 誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) イオンタウン川西

イ 変更後

イオンタウン川西

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近 澤 靖 英

外未定8者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近 澤 靖 英
株式会社A. E. U. G	大阪市淀川区加島四丁目13番7号	石 本 晃 造
株式会社ナチュアファーム	京都府船井郡京丹波町和田前田2番地1	澤 井 安 子

外5者

4 変更年月日

平成30年11月21日

5 届出年月日

平成30年12月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成31年1月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス山崎三津店

所在地 宍粟市山崎町三津113-1ほか

2 法第8条第1項の規定により宍粟市から聴取した意見の概要

事業系一般廃棄物の搬出に関して、周辺住民の生活環境の支障を来すことのないよう配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成31年1月15日から1月間



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年1月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

道路管理パトロール車 8台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地



兵庫県出納局管理課  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
兵庫三菱自動車販売株式会社  
神戸市中央区脇浜町二丁目9番1号
- 5 落札金額  
28,760,451円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年10月30日

## 企 業 庁 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年1月15日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

##### (2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,499,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,030,000キログラム
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T）	756,000キログラム

##### (3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

##### (4) 納入期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

各納入場所からの指示により随時納入すること。

##### (5) 納入場所

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6—3 猪名川広域水道事務所）

神出浄水場（神戸市西区神出町田井3—1 東播磨利水事務所）

三田浄水場（三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所）

船津浄水場（姫路市船津町字平田4552—1 姫路利水事務所）

市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394—13 姫路利水事務所）

##### (6) 入札方法

上記(2)アからウまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又

は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

### 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間  
平成31年1月15日（火）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 鳥井  
電話（078）341-7711 内線5444

### 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間  
平成31年1月16日（水）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
前記3(2)に同じ。

### 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時  
ア 次亜塩素酸ナトリウム 平成31年2月27日（水）午後1時30分  
イ ポリ塩化アルミニウム 平成31年2月27日（水）午後2時10分  
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T） 平成31年2月27日（水）午後2時50分
- (2) 入札及び開札の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 5階会議室
- (3) 入札の方法  
上記(1)の日時に、前記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成31年2月26日（火）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。
- (4) 入札保証金  
入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月25日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (5) 契約保証金  
契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (6) 入札者に求められる義務  
ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成31年1月30日（水）午後5時までに提出すること。  
イ 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類(製造業者の代理店証明等の原本(証明書発行権限がある者の記名押印があること。))

(4) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までには納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成31年4月1日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直

ちに当該誓約書を提出すること。

- (3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 問合せ先  
前記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Kouichi Ishii, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a. 1,499,000kg of sodium hypochlorite
  - b. 5,030,000kg of polyaluminum chloride
  - c. 756,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)
- (3) Delivery period: From April 1, 2019 to March 31, 2020
- (4) Delivery places:  
Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)  
Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)  
Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)  
Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 30, 2019
- (6) Deadline for tender:  
The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)
  - a. 13:30 February 27, 2019
  - b. 14:10 February 27, 2019
  - c. 14:50 February 27, 2019
 Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 February 26, 2019
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Torii, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項に定める開票区として、次のものを設置した。

平成31年1月15日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙

開票区名	区域
姫路市第1開票区	城南投票区、城巽投票区、野里第1投票区、野里第2投票区、城東投票区、東第1投票区、東第2投票区、船場第1投票区、船場第2投票区、高岡第1投票区、高岡第2投票区、高岡西投票区、安室東投票区、安室投票区、城西第1投票区、城西第2投票区、城乾投票区、城北投票区、広峰第1投票区、広峰第2投票区、増位投票区、水上第1投票区、水上第2投票区、水上第3投票区、砥堀投票区、花田第1投

	票区、花田第2投票区、四郷第1投票区、四郷第2投票区、御国野投票区、別所投票区、谷外投票区、谷内投票区、曾左第1投票区、曾左第2投票区、峰相投票区、白鳥投票区、青山第1投票区、青山第2投票区、太市投票区、林田第1投票区、林田第2投票区、伊勢投票区、豊富第1投票区、豊富第2投票区、豊富第3投票区、山田投票区及び船津投票区の区域を合わせた区域
姫路市第2開票区	城陽投票区、手柄第1投票区、手柄第2投票区、荒川第1投票区、荒川第2投票区、妻鹿投票区、高浜第1投票区、高浜第2投票区、飾磨第1投票区、飾磨第2投票区、飾磨第3投票区、津田第1投票区、津田第2投票区、英賀保第1投票区、英賀保第2投票区、英賀保第3投票区、八幡第1投票区、八幡第2投票区、八幡第3投票区、広畑第1投票区、広畑第2投票区、広畑第3投票区、大津茂投票区、大津第1投票区、大津第2投票区、大津第3投票区、網干第1投票区、網干第2投票区、網干第3投票区、網干第4投票区、旭陽第1投票区、旭陽第2投票区、余部投票区、勝原投票区、大塩投票区、的形投票区、八木投票区、糸引第1投票区、糸引第2投票区、白浜第1投票区、白浜第2投票区及び白浜第3投票区の区域を合わせた区域
姫路市第3開票区	家島第1投票区、家島第2投票区、家島第3投票区及び坊勢投票区の区域を合わせた区域
姫路市第4開票区	置塩投票区、古知投票区、前之庄投票区、山之内投票区、筋野投票区、上菅投票区、菅生投票区、中寺第1投票区、中寺第2投票区、香呂第1投票区、香呂第2投票区、香呂南投票区、安富南第1投票区、安富南第2投票区及び安富北投票区の区域を合わせた区域

2 1を除く選挙

開票区名	区域
姫路市第1開票区	城南投票区、城巽投票区、野里第1投票区、野里第2投票区、城東投票区、東第1投票区、東第2投票区、船場第1投票区、船場第2投票区、高岡第1投票区、高岡第2投票区、高岡西投票区、安室東投票区、安室投票区、城西第1投票区、城西第2投票区、城乾投票区、城北投票区、広峰第1投票区、広峰第2投票区、増位投票区、水上第1投票区、水上第2投票区、水上第3投票区、砥堀投票区、花田第1投票区、花田第2投票区、四郷第1投票区、四郷第2投票区、御国野投票区、別所投票区、谷外投票区、谷内投票区、曾左第1投票区、曾左第2投票区、峰相投票区、白鳥投票区、青山第1投票区、青山第2投票区、太市投票区、林田第1投票区、林田第2投票区、伊勢投票区、豊富第1投票区、豊富第2投票区、豊富第3投票区、山田投票区、船津投票区、置塩投票区、古知投票区、前之庄投票区、山之内投票区、筋野投票区、上菅投票区、菅生投票区、中寺第1投票区、中寺第2投票区、香呂第1投票区、香呂第2投票区、香呂南投票区、安富南第1投票区、安富南第2投票区及び安富北投票区の区域を合わせた区域
姫路市第2開票区	城陽投票区、手柄第1投票区、手柄第2投票区、荒川第1投票区、荒川第2投票区、妻鹿投票区、高浜第1投票区、高浜第2投票区、飾磨第1投票区、飾磨第2投票区、飾磨第3投票区、津田第1投票区、津田第2投票区、英賀保第1投票区、英賀保第2投票区、英賀保第3投票区、八幡第1投票区、八幡第2投票区、八幡第3投票区、広畑第1投票区、広畑第2投票区、広畑第3投票区、大津茂投票区、大津第1投票区、大津第2投票区、大津第3投票区、網干第1投票区、網干第2投票区、網干第3投票区、網干第4投票区、旭陽第1投票区、旭陽第2投票区、余部投票区、勝原投票区、大塩投票区、的形投票区、八木投票区、糸引第1投票区、糸引第2投票区、白浜第1投票区、白浜第2投票区、白浜第3投票区、家島第1投票区、家島第2投票区、家島第3投票区及び坊勢投票区の区域を合わせた区域

## 附 則

昭和40年兵庫県選挙管理委員会告示第9号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）は、廃止する。

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年1月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

## 1 調達内容

## (1) 調達する物品等の名称及び数量

ア 兵庫県自動車運転免許試験場庁舎ほか4庁舎で使用する電気	予定数量	1,800,212kwh/年
イ 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか53庁舎で使用する電気	予定数量	14,510,866kwh/年
ウ 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気	予定数量	9,023,644kwh/年

## (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

## (3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

ただし、協議により平成33年3月31日（水）までとする場合がある。

## (4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

## (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

## (7) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成31年1月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課 担当 鈴木

電話 (078) 341-7441 内線2257

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間

平成31年1月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年2月26日（火）午前10時

場所 兵庫県警察本部庁舎本館6階603会議室（神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

## (4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年2月25日（月）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月25日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県警察本部を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(6)及び(7)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成31年1月29日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す

保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nisikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, Hyogo Prefectural Driver's License Examination Office and the other four facilities 1,800,212 kwh/1 year, and so on

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

1649-2, Niyama-cho, Akashi-shi, Hyogo Prefectural Driver's License Examination Office and the other four facilities, and so on

(5) Deadline for tender:

10:00 February 26, 2019 by direct delivery

17:00 February 25, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Suzuki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2257